

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人 _____ 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間 (3)～(18) (略) 2～5 (略)	(特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1) (略) (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間 (3)～(18) (略) 2～5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。